

ひきこもりセーフティネットモデル事業実施報告

1 事業実施に至った背景

新宿区では、平成19年度に若年者の就労実態を明らかにするため、「新宿区若年者就業状況調査」（区内に在住する20～34歳の独身者及び同居するその親を対象とした悉皆調査）を行った。

その結果、求職活動をせず就業していない若年者の人数は770人と推計され、また、就業していない若年者の生活状況は多様かつ流動的で、個々に様々な問題を抱えていることが明らかになった。必要な支援策として、①就労へ向けた様々な支援メニューが必要であること、②相談から就労支援策へ誘導するためにコーディネートするとともに、支援サービスの情報を集約して一元的に発信する機能が必要であること、③早い段階からの保護者を通じた若年者へのアプローチが有効であることが指摘されていた。

そこで、当時、既に若年者の健全育成事業を所管していた子ども家庭部子ども家庭課において、若年者の自立支援を行っている区内の特定非営利活動法人（NPO法人）等と協働を進めていたため、その関係を活用し、ひきこもりの状況にある若年者の就労に向けた支援事業を、ひきこもりセーフティネットモデル事業として実施することとした。

2 事業の主な内容

(1) 窓口（消費者支援等担当課就労支援係）

本人又は家族、関係機関からの紹介により相談事業の予約を電話で受け付けた。また保護者向け事業等の説明を行い、参加を誘導した。

(2) 相談事業

① 来所相談

名称：「仕事と心の相談」

平成19年7月に開設した専門カウンセラーによる相談事業を本事業に取り込み、継続的に実施した。1回50分の相談を1日当たり3組まで予約を

受け、毎週火曜日の午後に実施した。匿名での相談や継続的な相談を可能とし、相談者の状況に応じて他の支援へ誘導した。

② 訪問相談

ひきこもりの状態にあり、社会参加に不安を抱え、来所相談が難しい若者及びその保護者・関係者に対し、専門カウンセラーによる訪問相談及びカウンセリングを行い、その解決に向けたサポートプランの作成と提案を行った。あるいは保護者だけによるカウンセリングからの発展的な支援として行い、支援対象者への直接的なアプローチを図った。

実施体制（①・②共通）：財団法人日本カウンセリングセンターへの委託による。

（3）保護者向け事業

① 保護者向け学習会

ひきこもり状態にある若者の保護者や関係者に対して、子供との接し方、コミュニケーションのとり方など、子供と向き合う方法を学ぶ場として実施した。

② 保護者向けワークショップ

ひきこもり状態にある若者の保護者や関係者が集い、同じ悩みをもつ親同士の交流や自由な意見交換を通して、自分の中の問題に気付いていく場として実施した。

③ 講演会

ひきこもり状態にある若者の親に対して、各種の支援事業に誘導するためのきっかけとして、子供との接し方や対処方法などの講演会を開催した。

④ 個別相談

ひきこもり状態にある若者の保護者や関係者から、子供との接し方などの個別相談に対応した。

実施体制（①～④共通）：NPO法人相談室ハーモニーへの委託による。

（4）ステップアップ事業

就農体験事業

新宿区という大都市環境の中でひきこもり状態にある若者に対して、地方都市との連携による就農体験を通じて、自然あふれる環境の中で自分自身を

見つめ直す機会や外界に目を向けるきっかけを提供するために実施した。

実施体制：株式会社利根町振興公社（群馬県沼田市）への委託による。

(5) ネットワークの構築

名称：「若者の自立支援連絡会」

平成20年度に区の児童部門、就労支援部門、教育委員会のほか、若者の居場所提供事業の運営やフリースクールでの学び直し等、若者自立支援活動を行うNPO法人等6団体により構成した。平成21年度から円滑な医療支援の提供へ向けた連携を図るため、保健所を加え、さらに同年度には就労支援機能の強化へ向けて公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターが加わった。

連絡会では、ひきこもりセーフティネットモデル事業の内容や実績の共有に加え、構成団体の事業内容について相互理解を深め、支援対象者の状況変化に対応し、一貫した支援の提供できる体制構築を進めた。

また、平成22年度においては、構成団体からの提案により、若年自立支援を行うNPO法人などを地域へ周知するための冊子を作製した。

3 実績

(1) 相談事業

① 来所相談：「仕事と心の相談」

年 度	相談件数 延べ（実数）	本人 延べ（実数）	保護者・関係者 延べ（実数）
20 (11月～3月)	88（14）	47（5）	41（9）
21 (4月～3月)	121（16）	76（8）	45（8）
22 (4月～1月)	86（16）	59（7）	27（9）

② 訪問相談

訪問相談の問合せや予約は数件受けたが、何れも当日までにキャンセルされ、最終的に実績はなかった。

(2) 保護者向け事業

① 保護者向け学習会

年度	実施回数	参加人数 (延べ)
20 (11月～3月)	5	42
21 (4月～3月)	12	134
22 (4月～1月)	10	84

② 保護者向けワークショップ

年度	実施回数	参加人数 (延べ)
20 (8月～3月)	10	67
21 (4月～3月)	12	100
22 (4月～1月)	10	79

③ 講演会

年度	開催回数	参加人数 (延べ)
20 10月	1	10
21 (4月～3月)	4	46
22 (4月～1月)	2	31

④ 個別相談

年度	相談回数
20 (8月～3月)	24
21 (4月～3月)	100
22 (4月～1月)	90

(3) ステップアップ事業

就農体験事業

年度	実施回数	参加人数 (延べ)	若年者人数 (延べ)
20 (10月)	1	11	1
21 (4月～3月)	4	145	23
22 (4月～1月)	3	123	32

(4) ネットワークの構築

若者の自立支援連絡会

年度	20	21	22
開催回数	1	2	3

4 今後の展開

「若年者就労支援室」の開設

新宿区では、若者の自立支援事業を実施する拠点として、新宿ここ・から広場しごと棟5階に「若年者就労支援室」を開設する。運営にあたっては、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターがNPO法人等の活動団体や区を構成員とする若年者就労支援室運営協議会を設置し、協議を行い、若者の自立支援に関する活動の情報収集や発信、各団体間の連携などを推進する。平成23年度は、「若者総合相談窓口」を開設し、ひきこもり状態にある若者や無業状態にある若者からの相談に対して、週5日（月・火・木・金・土曜日の午後1時から午後5時まで）対応する。また若者やその家族がアクセスしやすいホームページの作成・運営を行う。さらに、これまで区が実施してきたひきこもりセーフティネットモデル事業を引継ぎ、「仕事と心の相談」でカウンセリングを行うとともに、「親向けワークショップ」の実施により、若者と身近に接する保護者を通じたアプローチを行う。このほか、「若者自立支援イベント」を実施し、若年者就労支援室で活動する団体が、それぞれの特徴を活かした多様な支援を行う。